

「家庭でできる節電のポイント」冷蔵庫にはものを詰め込みすぎず、開閉を減らしましょう。

児童手当・特例給付現況届について

児童手当等を受けている方が続けて手当を受けるためには、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。用紙は該当者に6月中旬頃に郵送します。

この届は、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当等を引き続き受ける権利があるか確認するために行うものです。この届を提出しないと、6月以降の児童手当等が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

また、受付は窓口受付と郵送受付があります。郵送での受付は現況届と一緒に同封されている封筒で返信してください。

▼提出期限＝6月30日（金）

▼現況届に必要な書類＝

必要な書類は受給者（保護者）によって異なります。

●受給者（保護者）の加入している年金は何ですか？

厚生年金等加入者は、受給者（保護者）の健康保険証のコピーが必要です。（上三川町の国民健康保険証の方は、国民年金加入者のためコピーは不要です。）

●平成29年1月1日の上三川町に住民登録をいたしましたか？

住民登録がなかった方は、平成29年度（平成28年中の所得を証明している）児童手当所得証明書が必要です。平成29年1月1日の住民登録地で取得してください。

●印かん（押印）

※その他必要に応じて提出する書類がある場合がありますので、詳しくはお手元に届く現況届等でご確認ください。

▼問い合わせ先＝

福祉課 子育て・子育て係

☎91300

ジェネリック医薬品を 利用しましょう

ジェネリック医薬品Q&A

①ジェネリック医薬品ってなに？

先発医薬品の特許期間が過ぎると、他の医薬品メーカーも同様の薬の製造販売が可能になります。こうした医薬品の総称がジェネリック医薬品（後発医薬品）です。

②なんで安いのか？

先発医薬品の開発が10年～15年、莫大な開発費用が必要といわれるのに対して、ジェネリック医薬品の開発期間は3年～5年なので研究費用も低くなります。そのため、薬の価格が安くなるのです。

③効き目や安全性は？

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分の薬ですので、有効性や安全性は確認されています。また、厚生労働省が承認していますので、治療学的にも先発医薬品と同レベルである薬だけが製造販売されています。

④どのような利点がある？

ジェネリック医薬品の普及は、患者様のお薬代の負担が軽くなり、医療保険財政の改善にもつながります。

⑤ジェネリック医薬品を使用するには？

病院や診療所などの医療機関を受診したときに医師に相談するか、調剤薬局で薬剤師に相談してみてください。ただし、薬によってはジェネリック医薬品がない場合があります。

▼問い合わせ先＝

保険課 国保年金係

☎9134

「かみたんメール」 登録のお願い

町では、「かみたんメール」を災害時緊急速報の提供手段として活用しています。QRコードかメールアドレスに空メールを送信して、手続きを進めてください。

●QRコード



●メールアドレス…

t-kamitan-mail@sg-m.jp

▼問い合わせ先＝

企画課 情報広報係

☎9117



マイナンバーカードをお持ちの方は 印鑑登録が無料で出来ます

☆印鑑登録証交付手数料が無料

「マイナンバーカード」に「印鑑登録情報」を登録する場合は、**印鑑登録証交付手数料(200円)が無料**となります。

なお、既に上三川町に印鑑登録をされている方が「マイナンバーカード」へ印鑑登録情報を移行する場合も**無料**となります。

☆他にもメリットがいっぱい

■カードが一体型になります

カードを1枚にまとめられるので、2枚(印鑑登録証とマイナンバーカード)管理する必要がありません。

■コンビニで各種証明書が取得出来ます

●取得できる証明書

- 1.住民票の写し(本人、同一世帯員分)
※マイナンバー、住民票コードは記載されません
- 2.印鑑登録証明書(登録者本人のみ)
- 3.所得証明書(現年度分のみ)
※平成29年度(平成28年分)は6月13日(火)より取得できます

●手数料

全て1部200円

●利用できる時間帯

午前6時30分～午後11時まで(12月29日～1月3日、メンテナンス時を除く)

●利用できるコンビニエンスストア

全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート
※マルチコピー機設置店のみ

※「マイナンバーカード」をお持ちでない方は、事前に交付申請手続き(初回の交付手数料は無料)が必要となります。マイナンバーカードの交付申請については、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)、もしくは住民生活課総合窓口係へお問い合わせください。



【マイナンバーカード】



▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

国民年金への変更手続きは お済みですか？

会社を退職(失業)された方は国民年金の
届出が必要です！

勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職(失業)された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職(失業)して会社員・公務員など厚生年金の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

・手続きに必要なもの・・・退職日の分かる証明書(離職票、退職証明書など)、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、日本年金機構が送付した基礎年金番号の分かる書類など)、印かん

・保険料額・・・国民年金の保険料は毎年度変わります。平成29年度の月額保険料は16,490円です。

20歳になったら国民年金の届出が必要です。

国民年金は、歳をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

▼問い合わせ先

●保険課 国保年金係

☎(56)9134

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281